

## 東京における働き方改革の推進等に関する連携協定

東京都（以下「甲」という。）と、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ、株式会社きらぼし銀行、株式会社東日本銀行、株式会社東京スター銀行、一般社団法人東京都信用金庫協会、一般社団法人東京都信用組合協会及び株式会社日本政策金融公庫の東京都に所在する支店（以下「乙」と総称する。）は、東京における働き方改革の推進等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東京の持続的な成長に向けて、甲が行うテレワークや時差Biz、女性の活躍などの働き方改革の推進、及び都内企業に対する人材確保の支援など（以下、「働き方改革の推進等」という。）に関する取組について、甲及び乙が相互に連携・協力する上での基本的事項について定めることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力して取り組むものとする。

- （1）働き方改革の推進等に関する連携又は共催による事業（セミナー・見学会等）の実施
  - （2）働き方改革の推進等に関する優良な取組事例や企業の情報共有・紹介
  - （3）乙における働き方改革の推進等に関する施策の顧客への紹介及び顧客ニーズの甲への提供
  - （4）上記（1）から（3）を推進するための職員相互の交流や乙における自らの取組推進等
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、連絡窓口を設置し、具体的な連携の方法等について、その都度協議するものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成32年（2020年）3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヵ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、本協定の期間はもとより、本協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合、又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義のある場合は甲及び乙が協議し、決定し、必要に応じ追加又は変更するものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都  
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区新宿五丁目9番2号  
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ  
代表取締役社長 味岡 桂三

東京都港区青山三丁目10番43号  
株式会社きらぼし銀行  
取締役頭取 渡邊 壽信

東京都中央区日本橋三丁目11番2号  
株式会社東日本銀行  
代表取締役頭取 大神田 智男

東京都港区赤坂二丁目3番5号  
株式会社東京スター銀行  
取締役兼代表執行役頭取 佐藤 誠治

東京都中央区京橋三丁目8番1号  
一般社団法人東京都信用金庫協会  
会長 澁谷 哲一

東京都中央区京橋一丁目9番1号  
一般社団法人東京都信用組合協会  
会長 安田 眞次

東京都千代田区大手町一丁目9番4号  
株式会社日本政策金融公庫  
東京支店 支店長 米田 雄二